

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
錦町	西 ①無田原、一丸、上一丸、京の峰、久保宇野 ②大正、木揚、今山 ③上黒辺田野、下黒辺田野、小峰、鍋山、永野 ④上大鶴、下大鶴 ⑤上井手ノ口、下井手ノ口、指杉、上松里、下松里 ⑥中福良、下須、西駅通り ⑦久保、内門、大王三条	令和4年3月31日	令和6年4月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	604.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	389.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	153ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	45.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	27.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.9ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>経営者の高齢化が他地区と同様に進んでおり、若手農業者については少ない状況となっている。 20代からの就農促進及び早めの経営継承の準備が必要。 集落②については、10年以内に売りたい・貸したいと考えている耕作地が10.9haあるため、耕作放棄地とならないように対応が必要。 集落⑤・⑥については、中心経営体の耕作地引き受け意向が確認できなかったため、高齢化に伴う耕作放棄地の増加が懸念される。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落①の農地利用は、認定農業者7経営体、認定新規就農者1経営体を主として13の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落②の農地利用は、認定農業者6経営体、認定新規就農者1経営体を主として9の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落③の農地利用は、個人の認定農業者8経営体、法人3経営体を主とし16の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落④の農地利用は、個人の認定農業者8経営体、法人2経営体を主として14の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落⑤の農地利用は、認定農業者1経営体を主として4の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落⑥の農地利用は、認定農業者2経営体、認定新規就農者1経営体を主として7の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落⑦の農地利用は、認定農業者5経営体、認定新規就農者1経営体を主として10の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

上記に加え、国及び熊本県認定の認定農業者4経営体(うち法人4、個人0)、他市町村の認定農業者6経営体(うち法人1、個人5)を主とした10経営体への集約も促進していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田28筆 2.91ha、畑4筆 0.223haとなっている。

農地の借入意向

借入意向が確認された面積は7経営体で21.9haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は機構を積極的に活用していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。